

千葉県銃砲刀剣類取締法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行等に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が改正され、国民健康保険証等が廃止されることを受け、これを住所確認書類の例示として掲げていた千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（以下「施行細則」という。）第23号様式について、その字句を削除する改正を行うもの。

なお、改正法の一部の施行の日（令和6年12月2日。以下「一部施行日」という。）以後も、改正法の一部の施行の際現に交付されている国民健康保険証はその有効期間が経過するまでの間（当該有効期間の末日が一部施行日から起算して1年間（令和7年12月1日までの間））、有効な国民健康保険証等として使用することができるため、改正後の施行細則は、その有効期間が経過した日から施行する必要がある。

2 改正内容

住所確認書類の例示として掲げているもののうち「健康保険被保険者証」を削除する。
（第23号様式関係）

3 施行期日

令和7年12月2日